

## 騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会

## 第 3 回検討会における議論の整理（案）

## 1. 特殊健康診断の方向性

## (1) 定期健康診断における聴力検査について

- 定期健診を効率よく行うことを念頭に、一次検査の検査周波数としては、現在の 1,000 ヘルツ、4,000 ヘルツの 2 つの周波数を維持する。正確な閾値検査は二次検査にゆだねることとするが、選別聴力検査時に用いる音圧レベルについては、現状の 1 音圧レベルに加え、よりも小さいものを追加して複数の音圧レベルについても行うことにより、1,000 ヘルツ、4,000 ヘルツにおける聴力の半定量的な結果及びその経時変化を把握することとする。
- 定期健康診断で普及している携帯型オーディオメータの仕様も勘案し、計測する音圧レベルは 1,000 ヘルツで 25dB, 30dB、4,000 ヘルツで 25dB, 30dB, 40dB とすることが適当である。
- 一次検査において何らかの聴力低下が見られた場合は、二次検査に移行して気導純音聴力検査を確実にを行うよう明記すべきである。
- 一次検査の検査方法及び判断基準の変更に伴い、1 人当たりの健康診断費用が若干増加すると考えられるが、健康診断の対象者を本来必要な者に絞り込むことを前提に許容される。
- 騒音ばく露レベルに応じて定期健康診断を省略することは、現行ガイドラインでも認められているので、リスクに応じた管理という点でこれを明確化することは妥当である。ただし、屋外の建設工事現場など騒音レベルが定点測定を行うこととされている作業場では、対象者の範囲を明確にする必要がある。
- 一次検査における複数の音圧レベルでの聴力測定は年 2 回の定期健康診断のうち 1 回のみで可とする方法もあるが、早期発見に与える影響の差や入退職時期との関係による実施時期の管理が複雑になることなどの課題がある。
- 一度でも定期健康診断で有所見とされた対象者については、その後は二次検査の結果に基づいて健康管理区分を決定することが重要であり、以後、選別聴力検査を実施する必要はないので、その旨明記すべきである。

## (2) 二次検査、雇入時等健康診断における聴力検査の項目について

- 聴力低下の初期兆候を確実に把握するため、高音域の聴力検査として、6,000 ヘルツの検査を追加すべきである。3,000 ヘルツについても実施するほうがよいと言えるが、必須ではない。

## 2. 騒音ばく露レベルの把握の現状と課題

## (1) 作業環境測定と個人ばく露測定の位置付け

- 現行ガイドラインにおける作業環境測定は維持すべきである。個人ばく露測定は、まずは作業環境測定を補完する役割として位置付け、B 測定や屋外での定点測定の代わりと実施するのがよい。
- 屋内作業場においても、個人ばく露測定を行うことで騒音ばく露防止対策に効果がある場合もある。
- 個人ばく露測定に用いるばく露計は、国際的には広く普及しており入手は可能であるし、騒音計を個人ばく露測定に用いることも可能である。利便性の観点からは着用者に負担の少ない小型のばく露計の開発が期待される。

## (2) 屋外作業場等における測定

- 現行ガイドラインに基づく騒音の定点測定は、通常は 10 分間に限られ測定場所や測定時間の選定が測定者にゆだねられるため、それが測定結果に大きく影響することが課題である。個人ばく露測定の導入により、作業者のばく露全体を把握することができるため、測定方法による結果のブレを排除できる。
- 個人ばく露測定の結果の評価は、日本産業衛生学会の評価基準を活用することでよい。作業場所に着目した評価から、作業者のばく露評価になることで、作業方法や作業時間の管理に活かすことが期待できるので、指標やデータを関係者に提供するしくみも整えるべきである。
- 建設業などではばく露計等の測定機器の装着により作業に支障が出ないように配慮すべき。小型の使いやすい機器が入手容易であることも重要であり、リースなどで必要な設定を任せられるなど、円滑な定着に向けた実務上の配慮も重要である。
- 対象作業者が多い場合、同一作業グループを代表させる形でばく露計を着用させ、個人ばく露測定を行うことが基本であるなど、海外で確立した測定方法をしっかり共有することで、全作業者を測定対象とする必要があるかのような誤解による現場の混乱を防ぐべきである。

## (3) 個人ばく露測定が困難な場合の対策

- 聴覚保護具は、ばく露レベルを把握した上で所定の性能を持つものを選択するのが基本。聴覚保護具に示された遮音性能表示(オクターブバンド遮音値、HML、SNR)により、ばく露をどのくらい低減できるかがわかる。
- 道路工事現場など個人ばく露測定が困難な場合でも、聴覚保護具などの対策は講ずべきである。騒音発生源となる機械や工具に着目し、ばく露レベルを推計することにより、適した聴覚保護具の選定につなげることは可能か。
- 聴覚保護具は、正しく装着することにより所定の性能が出るものであり、従業員教育などを行い正しい着用をさせることが重要。聴覚保護具のフィットテスト機器もあるので、着用確認をガイドラインで推奨するべき。